

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止及び防止を図ることに關し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- （2） 戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本、除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- （1） 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- （2） 住基法第12条の3又は第20条（第1項及び第2項を除く。）の規定により住民票の写し等を請求する者
- （3） 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人
- （4） 戸籍法第10条の2（第2項を除く。同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

（事前登録対象者）

第3条 本人通知制度の対象となる者は、事前登録の申請の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録又は記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録又は記載されている者を含む。）
- （2） 戸籍法の規定より本市の戸籍に記録又は記載されている者（除かれた戸籍を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、国内に住所を有しない者、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、

本人通知制度の対象としないものとする。

（事前登録の申請）

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ今治市本人通知制度事前登録申請書（別記様式第1号）により市長にその旨の登録（以下「事前登録」という。）を申請しなければならない。

2 事前登録の申請は、法定代理人又は任意代理人（任意代理人については、申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合に限る。）により行うことができるものとする。

3 事前登録の申請は、申請者が次に掲げる場合にあつては、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができるものとする。

（1） 他の市区町村に居住している場合

（2） 疾病その他やむを得ない理由等により直接申請することができない場合

（本人確認方法）

第5条 市長は、事前登録の申請に係る受付を行う場合において、申請者本人による申請であることを確認するため、当該申請者に対し、次の各号のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

（1） 住民基本台帳カード（顔写真が貼付されたものに限る。）

（2） 個人番号カード

（3） 運転免許証

（4） 旅券

（5） その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、申請者がやむを得ない理由等により同項各号の書類のいずれも提示できない場合にあつては、市長は、当該申請者に対し、同項各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が適当と認める方法により、本人であることの確認を行うものとする。

（代理権確認の方法）

第6条 市長は、事前登録の申請が代理人により行われる場合にあつては、当該代理人として申請を行う者が代理権を有するか否かを確認するため、その者に対し、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

（1） 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付け

の公簿等の記載により当該事実が確認できる場合は、これを省略することができる。

(2) 任意代理人 委任状その他の代理権を明らかにする書類

2 代理人に係る本人確認については、前条の規定を準用するものとする。

(事前登録)

第7条 市長は、事前登録の申請が適当であると認めるときは、今治市本人通知制度事前登録者名簿（別記様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることが確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

(事前登録の変更又は廃止の届出)

第8条 事前登録者は、氏名、住所その他事前登録をした内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、今治市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書（別記様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、前項の届出について準用する。

3 第1項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録者名簿における当該事項について修正し、又は抹消するものとする。

(事前登録の抹消)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前登録を抹消するものとする。

(1) 前条第1項の規定による廃止の届出があったとき。

(2) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 事前登録者が国外に転出したとき。

(4) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(5) 事前登録者に係る消除された住民票、消除された戸籍の附票及び除かれた戸籍の保存期間が経過したとき。

(6) 前条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、次条第1項の通知書が返戻されたとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(事前登録者への通知)

第10条 市長は、事前登録者名簿に登録した日以降に登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、今治市住民票の写し等交付通知書（別記様式第4号）により次に掲げる事項を事前登録者に通知するものとする。ただし、当該交付が市長が特別な理由による申出又は請求によるものと認めたときは、この限りでない。

- (1) 交付年月日
- (2) 交付証明書の種別
- (3) 交付部数
- (4) 交付請求者の区分
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

今治市本人通知制度事前登録申請書

(宛先) 今治市長

今治市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり事前登録を申請します。

年 月 日

窓口に来られた人	区 分	☐ 本人 ☐ 代理人（続柄： ） ☐ 法定代理人	
	フリガナ		明・大・昭・平・令・西暦
	氏 名		生年月日 年 月 日
	住 所	〒	
	連絡先	〔 ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ その他〕	
登録を希望する人	☐ 窓口に来られた人と同じ		
	フリガナ		明・大・昭・平・令・西暦
	氏 名		生年月日 年 月 日
	住 所	〒	
	連絡先	〔 ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ その他〕	
通知対象	住民票	☐ 今治市で住民登録をしている住所	
		※現住所が今治市でない場合は、今治市で住民登録をしていた住所をご記入ください。 今治市	
	戸籍・附票 (本籍・筆頭者)	※住民票のみの登録の場合は記入不要です。 今治市 (筆頭者)	
備考			

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点を付けてください。
2 申込みの際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
(1) 申込者が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
(2) 法定代理人による申込みの場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
(3) 代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状）

※事務処理欄 (☐ 関係確認 ☐ 委任状有 ☐ 法定代理人確認) 【登録番号

受付	本人確認書類	入力		確認	備考
		戸籍	住基		
(. .)	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号カード・住基カード ☐ 身障・療育手帳 ☐ 保険証 ☐ 受給者証 ☐ 社員・学生証 ☐ 確認票 ☐ その他 ()	(. .)	(. .)		

別記様式第2号（第7条関係）

今治市本人通知制度事前登録者名簿

登録 番号	種別	受付日	登録日	事前登録者名	住所（通知対象）	現住所 連絡先	備考
				生年月日	本籍（通知対象）		
	新規	年	年			□左に同じ	
		月 日	月 日	年 月 日			
	変更	年	年			□左に同じ	
		月 日	月 日	年 月 日			
		年	年			□左に同じ	
		月 日	月 日	年 月 日			
		年	年			□左に同じ	
		月 日	月 日	年 月 日			
		年	年			□左に同じ	
		月 日	月 日	年 月 日			
		年	年			□左に同じ	
		月 日	月 日	年 月 日			
	廃止	年	廃止理由				
		月 日	□廃止届 □()	年 月 日			

別記様式第3号（第8条関係）

今治市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書

（宛先）今治市長

今治市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第8条の規定に基づき、次のとおり事前登録の（変更・廃止）を届け出ます。

年 月 日

窓口に来られた人	区 分	☐ 本人 ☐ 代理人（続柄： ） ☐ 法定代理人	
	フリガナ		明・大・昭・平・令・西暦
	氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	
	連絡先	〔 ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ その他〕	
登 録 者	☐ 窓口に来られた人と同じ		
	フリガナ		明・大・昭・平・令・西暦
	氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	〒	
	連絡先	〔 ☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ 勤務先 ☐ その他〕	

変更の場合は、次の内容を記入してください。

変 更 内 容	☐ 氏名（フリガナをご記入ください） ☐ 住所 ☐ 戸籍 ☐ その他（ ）
変 更 前	
変 更 後	
変 更 内 容	☐ 氏名（フリガナをご記入ください） ☐ 住所 ☐ 戸籍 ☐ その他（ ）
変 更 前	
変 更 後	

- （注） 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する欄にレ点を付けてください。
2 申込みの際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
（1）申込者が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
（2）法定代理人による申込みの場合は、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
（3）代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類（委任状）

※事務処理欄 (☐関係確認 ☐委任状有 ☐法定代理人確認) 【登録番号 】

受付	本人確認書類	入力		確認	備考
		戸籍	住基		
(. .)	☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号カード・住基カード ☐ 身障・療育手帳 ☐ 保険証 ☐ 受給者証 ☐ 社員・学生証 ☐ 確認票 ☐ その他 ()	(. .)	(. .)		

様

今治市長

今治市住民票の写し等交付通知書

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、今治市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第10条の規定により通知します。

交付年月日	年 月 日	
交付証明書の種別		
交付部数	部	
交付請求者の区分	第三者請求（個人・法人・八士業（※1））	
備考		

（※1） 八士業とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士をいいます。

- ※ 今治市個人情報保護条例に基づき、住民票の写し等の交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも法人の名称や八士業者の氏名等の第三者に関する個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 現住所が変わった場合は、変更届を提出してください。
- ※ ご不明な点はお問い合わせください。